

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

取引先企業の事業承継課題に積極的に取り組み地域経済の活性化を支援するとともに、公的支援機関である事業承継・引継ぎ支援センターや民間の事業承継支援機関、士業・専門家との連携を強化することで取引先企業の状況に合わせた事業承継支援を伴走して取り組みます。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

埼玉県DX推進支援ネットワークを活用し、セミナー開催による啓蒙活動のほか、民間IT化支援企業との連携強化により地域の中小・小規模事業者のデジタル化、DX化の支援を積極的に行います。

c. 専門人材マッチング

産業雇用安定センターやプロフェッショナル人材戦略拠点といった公的な人材採用支援機関に加えて、ダイレクトリクルーティングや求人広告掲載、専属担当者による就業支援を行う民間人材採用支援企業と連携して取引先企業の人材確保課題に対応してまいります。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

サーキュラーエコノミー推進センター埼玉 未利用資源の有効活用研究会への参画などを通じて、中小・小規模事業者の生産工程脱炭素化・省エネルギー化活動を支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、取引に基づく適正な支払期日を遵守し、振込等の適切な方法で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は2024年3月に100周年を迎え、「地域とともに100周年 感謝のバトンを未来へつなぐ」をスローガンに掲げ、取引先企業の経営課題解決に向け親切・丁寧・迅速に取り組むとともに、質の高いサービスの提供により地域社会の継続的な繁栄に奉仕してまいります。

2024年4月9日

川口信用金庫

理事長 木村 幹雄

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。